

昭和47年（1972）の政府見解のポイント （第3段落）

基本的な論理①

憲法は、第9条において、…前文において、…第13条において、…わが国がみずからの存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでも放棄していないことは明らかであつて、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはとうてい解されない。

基本的な論理②

しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないのであつて、それは、あくまで外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るための止むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必要最少限度の範囲にとどまるべきものである。

帰結（あてはめ）

そうだとすれば、わが憲法の下で武力行使を行なうことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであつて、したがつて、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない。

平成27年6月11日

出典：衆議院委員部第一課予算担当提供資料
平成27年6月11日 参議院外交防衛委員会 民主党・新緑風会 小西洋之

平成26年7月14日 予算委員会 北側一雄
出典：北側一雄事務所作成

わが国に対する～

・「S47年政府見解」の作成者
・S47以前以降の全ての国会答弁等

外国の武力攻撃によって日本国民の生命等が根底からくつがえされる

わが国に対する～

読み直し!

7. 1
閣議決定

密接な関係にある他国に対する～

昭和47年見解の「読み直し」

○小西洋之君

同盟国、我が国でない他国に対する外国の武力攻撃ということもここに概念的に含まれるというふうに考え出したのは、横畠長官、あなたが初めての法制局長官ということによろしいですね。

○横畠裕介君

同様に考えていた者がいたかどうかは存じませんが、この昭和四十七年の政府見解そのものの組立てから、そのような解釈、理解ができるということでございます。

出典：小西洋之事務所作成
平成27年6月11日 参議院外交防衛委員会 民主党・新緑風会 小西洋之